

島根県立三刀屋高等学校掛合分校同窓会会則

第1条 本会は島根県立三刀屋高等学校掛合分校（以下「掛合高校」）同窓会と称し、会員相互の親睦を厚くし、その向上を図り重ねて母校の発展に寄与するを以て目的とする。

第2条 本会の事務局は掛合高校に置くものとする。

第3条 本会の役員は下記のとおりとする。

- 1 会員 掛合高校卒業生とする。
- 2 客員 掛合高校の現職員と旧職員とする。

第4条 本会に下記の役員を置く。

会長 1名
副会長 2名
顧問 1名
監事 2名
幹事 若干名
評議員 各期毎に2名

会長、副会長、監事は評議員会において会員の中から選出し、幹事は会員の中から会長が委嘱する。

評議員は各期会員から選出する。

顧問は掛合高校副校長を推挙する。

第5条 本会の役員の任務は下記のとおりとする。

- 1 会長 会務を統括する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長に会務を整理できない事情のあるときはこれを代行する。
- 3 監事 本会の会計と事務執行状況を監査し、総会に報告する。
- 4 幹事 本会の会務を処理する。
- 5 評議員 評議員会を構成し、本会の運営について審議決定する。

第6条 本会の経費は、会費及び寄付金による。